

第1章 計画の基本的事項

1-1. 計画の目的

地球温暖化は、将来世代に重大で深刻な影響を及ぼす地球規模の課題であり、現在、世界各国において、早急な対策が求められています。

我が国では、地球温暖化対策の推進に関する法律において、地方自治体はその区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための施策を推進することを求めています。

羽村市では、「羽村市環境基本計画（平成19年（2007年）3月改訂）」や、「第四次羽村市長期総合計画・後期基本計画（平成19年（2007年）3月）」に基づき温暖化対策の取り組みを定め施策を進めてきましたが、さらに一層の地球温暖化防止に地域を挙げて取り組むため、市民、事業者及び市が一体となり、温室効果ガスの排出を抑制する施策を総合的に推進することを目的とし、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法第117号）第20条の3に基づく、地球温暖化対策実行計画区域施策編として、「羽村市地球温暖化対策地域推進計画」（以下、本計画とします。）を平成23年3月に策定しました。

しかしながら、本計画も策定から5カ年が経過し、東日本大震災とそれに伴う原子力発電所の事故など、環境をとりまく情勢や社会情勢も大きく変化しており、平成21年（2009年）に国が掲げた、温室効果ガスを平成32年（2020年）までに平成2年（1990年）比で25%削減が撤回される状況となっています。

このため、現在の情勢やニーズに則し、後期となる5カ年の取り組みを進め、現実的に実行していくものとして、かつ「第五次羽村市長期総合計画」における市域に係る地球温暖化対策と羽村市環境基本条例第7条に基づく、「環境とみどりの基本計画」の地球環境分野の実現を図っていく計画として改訂したものです。

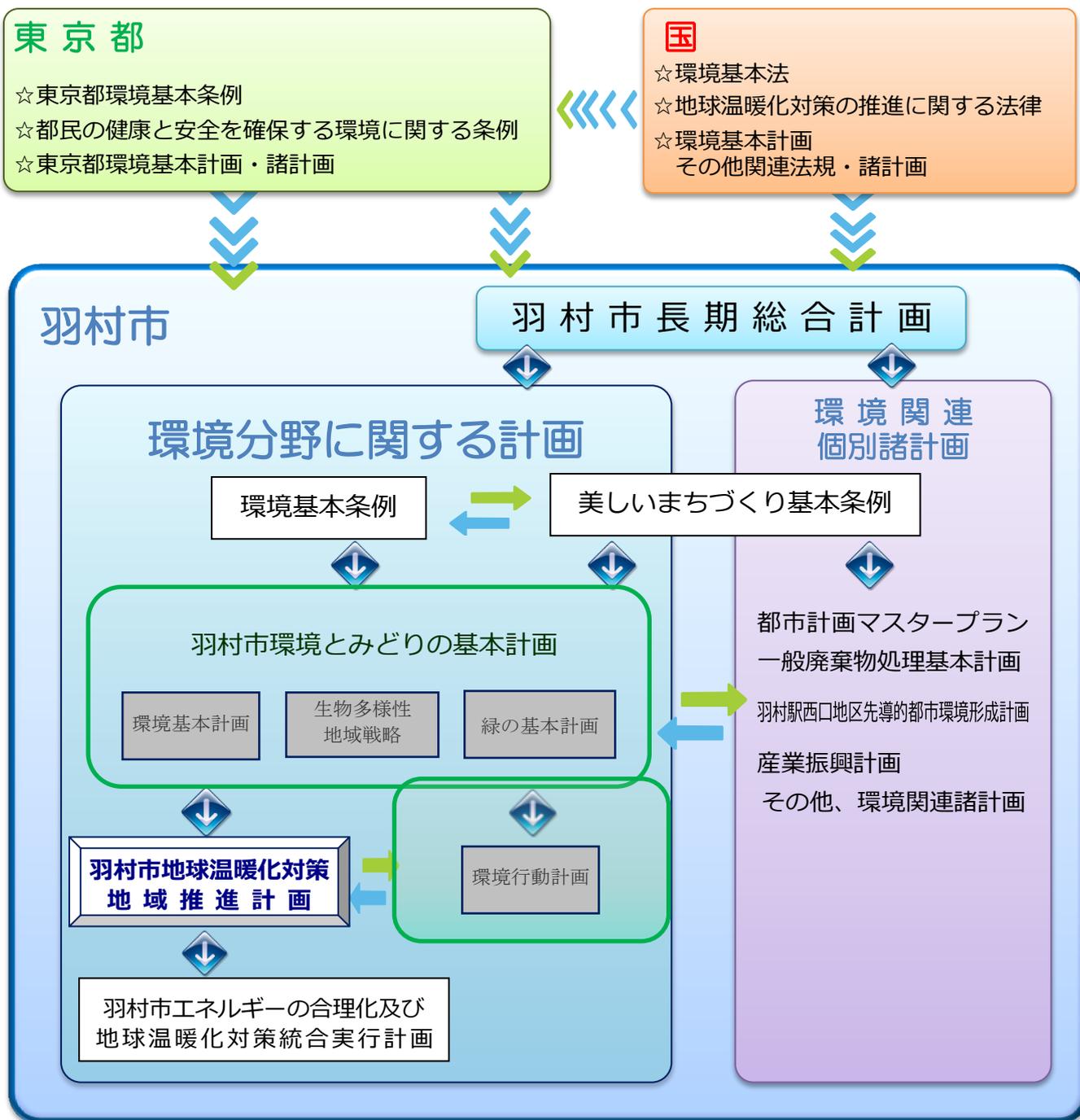
本計画のうち、平成23年度（2011年度）から平成27年度（2015年度）の間を前期計画、平成28年度（2016年度）から平成32年度（2020年度）までを後期計画とします。

※ 「地球温暖化対策の推進に関する法律」第20条第2項で規定する「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」の策定の努力義務

1-2. 本計画の位置づけ（他計画との関係）

本計画は、国、東京都及び市の地球温暖化対策に資する計画と整合を図り策定したもので、本計画に関連する市の個別の諸計画等は、本計画の内容に配慮するとともに、具体的に展開し、実効性のある計画の推進を図ります。

本計画と他の計画等の関係を以下に示します。



1-3. 計画の基本的事項

1-3-1 対象とする主体

本計画で対象とする主体は、市域に関わる全ての人とします。

市民、在勤者、在学者及び滞在者の行動、事業者及び団体の事業、市の事務事業の実施に伴い排出される温室効果ガスを削減する取り組みを対象とします。

1-3-2 対象とする地域

本計画の対象地域は、市全域とします。

1-3-3 対象とする温室効果ガス

本計画で対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策の推進に関する法律で規定されている二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六ふっ化硫黄の6種類とします。

1-3-4 把握対象とする部門

市域における温室効果ガスの排出状況を把握する部門の内訳は、以下のとおりです。

部 門	業 種
産業部門	農業、建設業
	食料品、飲料・飼料・たばこ、繊維工業、衣服・その他の繊維、木材・木製品、家具・装備品、パルプ・紙・紙加工、出版・印刷・同関連、化学工業、石油・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品、なめし革・同製品、窯業・土石製品、鉄鋼業、非鉄金属、金属製品、一般機械器具、電気機械器具、輸送機械器具、精密機械器具、その他の製造業
家庭部門	
業務部門	事務所ビル、大型小売店、その他の卸・小売業、飲食店、ホテル・旅館等、学校、病院・医療施設等、その他のサービス業
運輸部門	自動車
	鉄道
廃棄物部門	一般廃棄物

※ 部門の分類は、この計画で二酸化炭素の排出量の推計に用いている、「温室効果ガス排出量算定手法の標準化区市共通版」（オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」にて作成）の分類に従いました。

1-3-5 計画期間・基準年度

本計画の計画期間は、平成 32 年度（2020 年度）までとします。

温室効果ガスの削減の基準とする年度は、京都議定書*の基準年を参考にし、平成 2 年度（1990 年度）とします。